また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しています。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、翌事業年度の運営費交付金により財源措置がされない教職員への賞与の支出に備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除して計算しています。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。ただし、一部の教職員については、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しています。

確定給付企業年金等から支給される年金給付については、運営費交付金により確定給付企業年金等への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第34に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

５．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、それぞれ回収不能見込額を計上しています。

６．有価証券及び金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しています。

⑵　関係会社株式

移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）を採用しています。

⑶　その他有価証券

時価のあるものは時価法、時価のないものは移動平均法による原価法を採用しています。

⑷　金銭の信託

時価法を採用しています。

７．収益及び費用の計上基準

附属病院の診療に係る収益は､主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費(診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っています。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しています。

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　評価基準

低価法を採用しています。

⑵　評価方法

移動平均法を採用しています。ただし、医薬品及び診療材料以外については、最終仕入原価法によっています。

９．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

10．リース取引の会計処理

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。リース料総額が３百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

（貸借対照表注記）

１．当法人が有している土地（82,385,610千円）及び建物（49,334,724千円）の一部を大学改革支援・学位授与機構長期借入金（11,064,678千円）の担保に供しています。

２．未収附属病院収入に含まれる契約資産については、総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

３．前受金に含まれる契約負債については、総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

４．当事業年度末における債務保証の額は、166,637千円です。

５．運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額は、1,861,188千円です。

６．運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は、17,004,377千円です。

７．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物・建物附属設備・構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	49,436,208千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	46,727,785千円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	2,708,423千円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの収益化額が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産について承継時に負債として計上していた額のうち、資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する当該負債の収益化累計額　925,988千円

⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　731,758千円

⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　433,417千円

⑴から⑷の合計　4,799,586千円

（損益計算書注記）

１．当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物・建物附属設備・構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額	1,639,646千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費	1,909,684千円
当期総利益に与える影響額（差引き）	△270,037千円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの収益化額が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産について承継時に負債として計上していた額のうち、資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する当該負債の収益化額　―　千円

⑴から⑵の合計　△270,037千円

２．運営費交付金等、寄附金及び預り補助金等を財源とする固定資産の減損額のうち、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額はありません。